

第2回「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会	資料 1-2
令和4年9月20日	

第1回懇談会（7月12日）における主な意見

事務局の文責により整理したもの。

主なキーワード

- ・ こどもの安全・安心の確保
- ・ こども主体でその参画・こどもの意思を尊重
- ・ 乳幼児教育・保育の質の保障
- ・ 多様性の尊重
- ・ 家庭・地域（社会）・施設で共有できる基本的考え方（見える化・積極的広報）
- ・ 産前・産後からの子育て支援の充実（親になる準備プログラム・子育てインターン、妊娠期の情報提供、企業からの協力による子育てサロン）
- ・ 0～2歳児のはじめの一步（ブックスタートなど）
- ・ 未就園児のアウトリーチ支援・親子の居場所づくり（幼稚園・保育所の育児支援機能強化）
- ・ 貧困、虐待などの困難を抱えるこども、障害のあるこども（インクルージョンの体制整備）、外国にルーツを持つこどもへの支援
- ・ 密室育児から地域社会全体での子育てへ転換（家庭教育支援、コミュニティ・スクール活用 など）
- ・ 大都市だけでなく地方・過疎地における体制の充実
- ・ 虐待予防、発達障害への対応のための乳幼児健診の拡充（3歳以降）

1. 全てのこどもの健やかな育ちを保障するために全ての大人が共有すべき内容

- 自分の子育てのときは、まずはこどもの主体的な選択をしっかりと担保してあげようと、「こどもが何をしたいか」を常に意識し、選ばせた。自らが「選んだ」経験を通して、こどもの生き抜く力は強くなっていくのではないか。
- こどもは、学び育つ権利があり、当然保護されるべき存在。養護と教育の質の高い一体的な展開によって自分の可能性を開いていくことによって、こども自身が自分の意見を表明していけるという視点は重要。意見をこどもが自由に言え、周りの大人たちや社会が声を聴くという関係の大切さを、こども基本法が示している。

- こどもをありのままに認めることは、多様性を認めること。三鷹市と武蔵野市で重症心身障害児や医療的ケア児のための協議会を設置し、児童発達支援事業所から公立保育園に通う並行保育を開始して9年目。昨年制度化された医療的ケア児支援法は、こうした実践を後押ししてくれた。こうしたインクルージョン保育は、将来の共生社会を形成する始まりであり、その土台。こども家庭庁が地域に暮らす障害のあるこどもたちとその家族の社会参加を促進する司令塔となることが期待される。
- 策定することとなる指針等について、家庭、地域に対する普及啓発をしっかりと行っていく必要がある。
- 実際に教育委員会で各種事業を実施していると見える課題は、「事業」というものが、現に悩みを持つ保護者といった具体的「対象」を必要とするものであるととらえられている結果、（広く一般を対象とする）予防的開発的な取組が進まない、という点。また、事業を実施してもそれを使いに来る方は意識が高い方で、こちらが支援が必要だと思っている方は来てくれない、という点。多様な機関との連携、つなぎ役が大切だが、そのためには職員の配置が不可欠であり、財源が必要。
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針で大切にされてきた、こどもが中心に置かれた教育・保育の在り方が、今後、この国の子育て全体で、こどもの視点に立つという意味でも大切にされることが重要。
- 特別支援学校、特別支援学級もそれぞれ素晴らしいところがあるが、地域の同じ場で学ぶべきであり、世界がインクルーシブに向かう中、なぜ日本は違う方向に向かうのか。就学相談時に支援学校、支援級という2択しかなく、普通級という選択が示されないのは就学相談と呼べるのか。誰にでも平等な選択肢が与えられる世の中になってほしい。
- 特別支援教育の充実も重要。同時に、共生社会を実現することが目的なので、その手段としてインクルーシブ教育を実現する中で、定型発達のこどもたちの支援も行いたい。
- こども基本法等の成立により、虐待防止や障害児支援など様々なばらけていた法律が一つにくくられ、土台となるものができたことは画期的。
- イタリアはインクルーシブ教育が当たり前であり、特別支援学校をやめてしまって、普通級の中で障害のあるこどもも全員受け入れている。このようにインクルーシブ教育を実現できている国も参考にすべき。
- こども家庭庁が、地域に暮らす障害のあるこどもたちとその家族の社会参加を促進するうえでの司令塔となることが期待される。
- 親の体罰を予防するには、親たちの学びの場が十分でなく、子育てにおける戸惑いが大きいのである。「はじめてみよう！予防型プログラム」の冊子が作成されたが、これは子育てグ

ループを支援するスタッフに向けたもの。親に、様々な人の子育ての話を聞いて自分の子育てを客観視する時間を持ってもらうことが非常に重要。

- 全てのこどもや家庭に対し、さらに計画的にウエルビーイングを目指す健診が必要。現在、3歳以降就学前の間や未就園のこどもについて、健康チェック、集団の中で気づく機会の多い発達障害や虐待のチェックは不十分な状況。バイオ・サイコ・ソーシャル（「生物」=からだの問題、「心理」=心の問題、「社会」=社会環境の問題）特にサイコ・ソーシャルの観点で問題がないかという視点で、就学まで、また、就学以降も切れ目ない健康チェックが必要。
- 「体罰によらない子育て」の普及啓発が虐待防止のベースになる。2020年施行の改正児童虐待防止法により体罰は禁止されたが、国民の認知が不十分。去年の国の調査では体罰が法律で禁止されていることを知っている人は2割、子育ての中で体罰が必要と答えた人がまだ4割いる。スウェーデンでは体罰禁止を世界で一番最初に1979年から始めているが、全世界帯に16ページの小冊子を配ったり、牛乳パックにすり込んだりしている。日本も生まれるこどもたちの家族全員に配付するといった抜本的な取組が必要。

2. 全ての就学前教育・保育施設において共有すべき内容と手法

- こどもの権利に関し、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査によると、教師の3割が知らなかった。親はもとより、教師、保育士などのこどもに関わる職業の人たちがきちんとこどもの権利について学ぶこと、そして、こども自身が、年齢に合わせて、ちゃんと意見を聴かれるという環境づくりも必要。
- こどもの視点、こども中心という考え方の下、こどもは守られる存在であることと同時に自ら育つ存在なのだという認識が、教育・保育施設においても重要。
- 保育所と障害児通所施設はお互いがどのようなことをしているのか分からない部分もあり。今回の指針を作っていく中でそれぞれの指針の違いが話し合われることになれば、非常に価値がある。
- 幼児教育の質の向上には保育者の資質・能力の向上に関わる研修が直結する。そのため、研修の充実、支援をこども家庭庁がどのように支えていくかが重要。また、公開保育によるオープンな形での保育者の学び合いを通じて、質の向上が図られることで、豊かなこどもたちの育ちが保障され、小学校教育への円滑な接続にも資するのではないか。
- 中教審で取りまとめられた「幼児教育と小学校教育の架け橋プログラム」を、福祉部局、教育委員会、学校が、縦割りにならず一緒に作るべく、まずは共にテーブルに着いていくことも大切。教育と福祉は歯車の両輪なので、横ぐしを通していくと良い。

- だいぶ増えてきたとはいえ、まだまだ男性の育児参加は低いと思う。そういう中で、子育てをしようとするのが孤立していきがち。このことが施設にも共有されるべき。
- 子育ての大変さをシングルファーザーになって知った。毎日の園への送迎だけで大変なエネルギーを使う。ご飯のレシピを考えるのも大変。そういう中で追い込まれていく保護者もいると思われる。(子ども・子育て支援法の基づく)基本方針でも触れられたが、子育ての中でこどもの自己肯定感と共に、親の自己肯定感も育てられていき、こどもと一緒に生きていくという環境が重要。
- 少子化の中では、保育所とかで施設的に余裕ができてくる部分もあろうかと思う。その中でどのような新しい形ができるのか、考えていきたい。
- 県全域に施設展開(認定こども園3カ所、児童発達支援事業所2カ所、子育て支援センター1カ所)している自園では、「保育に欠ける」要件がなくとも全てのこどもが保育施設を使えること、妊娠期からこども・家庭を支えていくことの重要性を主張してきた。また保幼小中一貫をやるための施設造りにも取り組んできた。

3. 未就園児の支援のための方策

- 園に通っている保護者の支援だけではなく、未就園児の保護者たちも、様々な形で、支援を得ることができ、お互いに助け合える関係があることが大切。豊島区ではマイ保育園制度というのがあり、かかりつけ医のように、ちょっとしたことでも、アポを取って相談しにいける制度がある。ただしこのようなものは都市部に多く、全国、人口減少地域も含めて、どこの地域に住んでいたとしても、幼稚園、認定こども園、保育園がそうした機能も担っていくということも重要。
- 未就園児に対して、一時保育以外に、例えば一歳児や二歳児が週に何日か通えるような仕組みなどを作り、母親にも大勢の他のこどもをみてもらえるような仕組みをつくることが課題。これは虐待予防にも役立つ。
- 就学前の親子が集う場である「子育てひろば」は、親同士がつながって井戸端的な機能を持つが、こどもたち同士の異年齢での関わりや、親以外の大人たちとの出会いを通じた成長の場にもなっている。「同質性の緩和」が困難になっている中、地域の様々な人たちにも関わってもらえるようにすることが重要。
- 家庭教育の支援として、これまでレスパイトとしてこどもを預かる支援があったが、これからは、子育ての見通しに関する情報を少し早めに保護者に提供したり、未就園児も含め、こどもの創造性を育むための支援を保護者に提供するようなことも重要。

4. 家庭や地域における子育て支援の充実(体罰によらない子育ての普及啓発等含む)

- 親の声、保育がされている現場の声、乳幼児の声（特に幼児の声）を可能な範囲で聞いていきたい。
- 保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領に書かれていることは素晴らしいものがあるが、家庭には届いていない。多様な情報があるがために、家庭での子育てや幼児教育・保育についての認識がバラバラになっており、施設と家庭が乖離している状況がある。今回の指針が既存の要領・指針、学童期の指針をつなぐとともに、地域の子育て支援をする人や在宅で子育てをする人にも参考となり、学習指導要領にもつながっていくような、隙間を埋めていく体系的なものになると良い。家庭、地域、施設のどこにいても、日本中の子どもたちが、質のいい教育、保育、養育が受けられるような土台となるような指針としていきたい。
- 見えにくい幼児教育を見える化し、母親だけでなく社会みんなで共有できるようにする指針としていくことが重要。
- 幼児教育の見える化において、指標・定量化も大切にしていけるべき。オランダのように、どういう発達や状況かということを数値化している取組も参考となる。
- 指針を親に届けるというのが非常に大切な視点。行政用語ではなく、かみ砕いた、しっかり響きやすいものとして届けていくのが重要。また、親になってから届けるのではなく、その前段で場合によっては教育機関などを通じて周知するというのも重要。専門家だけではなく、様々な人が関わるのが重要。
- 産後ケアが母子保健法の中に位置づけられた一方、実際には1週間ぐらいの利用という縛りがあり、どちらかという疲労回復に留まり、次の子育て支援まで達していない状況もある。産後ケア制度がもっと有効活用できたら良い。
- 医療的なケアが必要な子どもについて、近年では助産師が自宅に訪問している。誰も取り残さないという観点から、様々な職種が関わっていくことが必要。例えば、既に、地域には児童・民生委員の方々がいるし、母子保健推進員の方々も、非常にきめ細かに活動していただいている。社会全体でこういった方々と連携しながら進めていければ良いのではないかな。
- 就労しながら妊娠期を過ごされている方が多くなり、子育てを学ぶ時間をとることが難しいのが現状。また、少子化等により周りで子どもを育てている先輩や育児支援者を見て子育てを学ぶことも非常に難しくなっている。現在、対面で実施している子育てひろばにおいては、特に小さなお子さんを連れてきた母親が、少し大きなお子さんの成長について、大変興味深く質問されている。妊娠期から子どもをどのように育てていったらいいのか学ぶというところを議論の中に加えていきたい。
- 大学生のキャリア教育や企業向けの女性活躍やD&I(ダイバーシティー&インクルージョン)の推進支援に取り組んでいるが、その際には、まず、虐待予防やアンコンシャスバイアス

(無意識の根拠のない偏見等)を払拭した上で、人生選択の支援をすることを目的としている。例えば、学生時代から子育て体験の授業を経験することで、子育ての大変さや頼り先を知ることができ、将来的な孤立化を防ぐことができるようになる。また、核家族化が進み、出会える大人も少なくなっており、コロナの中で孤立化も進むことで、親の生き方がより再生産されやすくなる原因となっており、このアンコンシャスバイアスを外すことも必要。

- 妊娠中からアフターバースプランを作っていくことも重要。
- イギリスでは子育ての先輩ママやシルバー人材と一緒に、絵本など親子が親しめる素材を使って、子育ての知識や幼児教育に触れる場所(図書館や保健所など)があります。こどもを中心に、子供の笑顔が周りの人たちも笑顔にする。そのような関係が作られるようになることはと極めて大事。このような仕組みづくりについても考えていきたい。
- 親が孤立化し、子育てが難しくなっている状況の中、子育ての当事者である親たち自身が立ち上げたNPO等による子育て支援は、親の視点からも重要。それによって、親が支えられ、祝福されるような社会づくりにもつなげていきたい。
- 教育行政で進められているコミュニティ・スクールの仕組みや考え方を、今回の指針の議論の中で上手く活用していくことは大切。コミュニティ・スクールを通じて地域の声、学校の声、幼児教育の現場の声を束ねていくのも一案。
- 教育委員会の家庭教育支援の取組として、小1の保護者に対して地域と教委で協力して全戸訪問を行う取組を行っている。保護者の悩みを聞いたり、保護者自身は自覚していない潜在的な課題をピックアップするなど、予防的な取組として効果的なものとなっている。また、地域の中小企業と連携して、各企業の間や人というリソースを借りて子育てサロンを展開。
- 市の人口減少エリアだったところを少しでもこどもが増えていくエリアにしたい、と考えている。そうした意図もあり認定こども園に加えて子育て支援センターも作ったところ、そこに来られない人の存在に気づき、居宅訪問型のホームスタート事業を開始した。すると、虐待等の深刻なケースがあることに気づいたため、妊娠期からのケアとして産前産後のマタニティハウスや産後ケアのベビールームを運営している。さらに、就学後のこどもの支援として放課後にこどもたちが集まれる駄菓子屋を作ったり、こども食堂的な要素を含む学習支援の場を設け、こどもたちの居場所作りを行ったりしている。さらに、利用者支援事業として市からの委託を受け、子育ての案内所を駅前に作った。取組を進めるにあたり、様々な関係機関、NPO、地域で活動されている方々と連携し、セーフティーネットを広げられるように努めている。
- 各都道府県、市町村にしっかり届いていかなければいけないとは思っているものの、がちがちに届けるということではなくて、子ども・子育ての意義と同じように、実施者である市区町村が

いかにその指針をかみ砕いて、ある意味、その地域の特性を生かしながら、それを活用していくという要素をしっかり入れていくのが良い。